

緊急要望項目	回答
① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。	国民健康保険の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、国民健康保険条例の改正を行いました。 申請手続等については、感染拡大防止の観点等から郵送対応で可能としております。
② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免については、市民への的確な説明・情報提供を行うとともに、規定の整備を行ってまいります。 また、国民健康保険料減免の申請手続等については、従来から郵送対応で可能としております。
③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。	国民健康保険料に係る納付の猶予・換価の猶予については、個々の事情や実態を十分に把握した上で、総合的に判断し、法に基づき対応しております。
④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。	滞納処分については、負担の公平性を確保するため、滞納者の実情や実態を十分に把握した上で、法令に基づき適正に対応しています。 また、本市において違法な滞納処分は行っておりません。
⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に行えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。	新型コロナウイルス感染症に係る一部負担金減免については、現在、国及び府から基準が示されておらず、国民健康保険料の減免基準とは異なるため、電話等で個々の実情を聞き取りとともに制度説明を行い、郵送対応で可能としております。